

公告

地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程第6条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年2月1日

地方独立行政法人長野県立病院機
長野県立こども病院長 中村 友彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立こども病院一般廃棄物収集運搬業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

(4) 履行場所

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院

(5) 入札方法

1年間当たりの価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）

第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平

成30年長野県告示第 588 号) のその他の契約の等級が B 以上に区分されている者であること。

(5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23年 3月 25日付け 22管第 285 号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 長野県暴力団排除条例(平成 23年長野県条例第 21号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

(7) 一般廃棄物の収集及び運搬に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45年法律第 137 号) 第 7 条第 1 項の規定による安曇野市長の許可を有する者であること。

(8) 本公告日から過去 3 年以内に、1 年間以上の継続業務を 1 件として、2 件以上の同種・同規模の業務委託を元請けとして結び、契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間

本公告日から令和 5 年 2 月 10 日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

安曇野市豊科 3100

長野県立こども病院 事務部総務課施設管理係

電話 0263-73-6700 内線 3014

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 2 月 20 日(月)午前 10 時

イ 場所 長野県立こども病院 北増築棟 2 階第 8 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 5 年 2 月 10 日(金)午後 5 時までに上記 4 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程(以下「会計規程」という。) 第 44 条第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただ

し、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第8条第1項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

会計規程第45条第1項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付してください。

ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第31条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

契約事務規程第11条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約が解除されることがあります。これにより、落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。